□平成27年2月6日臨時会　虚偽答弁

質問者	質問	答弁者	答弁内容
西村豪武	(12)では手直し命令にカトウが応じる姿勢が見られないとある点、どのような理由で応じようとしなかったのか。応じる姿勢が見られないとの判断は誰がしたのか。また、その根拠はあるのか。	建設部長(松田洋玄)	平成25年10月24日付で手直し命令書を送付したにもかかわらず、相手方からは約1カ月間、何の連絡、意思表示もございませんでした。このことから、平成25年11月19日に第3回工事検査委員会を開催し、手直し期限通知書を送付することとしたものです。
西村豪武	4者協議の申し入れについて、原因、負担割合を論議しても解決に向かうことは困難とありますけれども、瑕疵の発生には原因があり、その原因等を究明するための協議の場をなぜ設けなかったのか	建設部長(松田洋玄)	問題解決のためには、第一に擁壁の変状の原因を究明することが必要です。その場合、当事者ではなく第三者の公平な判断が必要と考えており、第三者機関の場において解決することが妥当であるということから、4者協議については応じなかったところであります。
西村豪武	裏山のほうからは相変わらず山の水が、自然湧水が2カ所ほどあります。そこ辺のところからすると、はらみが出た原因については当然、内水、地下水ですね、これに問題があったんではないのかと一般論として想像できるんですけれども、そこ辺について役所側の手落ちは全くないと言い切れるのかということですね。	建設部長(松田洋玄)	真ん中のほうに水抜きパイプがつけてあったがということでございますが、まず最初に、自主施工の原則、責任施工の原則ということがございます。これは工事契約約款の第1条第3項のほうに掲げてあるものなんですが、ちょっと読み上げます。第1条の第3項でございます。「仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める」と。これは基本的に工事を施工する際には、その施工方法等につきましては、全て施工業者のほうが定めるんだという大原則がございます。今回の場合も水抜きパイプにつきましては、一番底のほうであろうと思いますけれども、湧水があることはわかっておると。ですから、新しい施工業者さんのほうから、ここに水抜きパイプを設けたい、いいですかという提案がなされまして、2カ所でしたか、設けております。それによって適切な施工がなされたんだというふうに思います。
柏田公和	別会社の工事仕様書は、当初受注した会社の工事仕様書と内容は同一で施工されたのか、再度伺っておきます。	建設部長(松田洋玄)	発注しました工事の設計図書については前回発注したものと内容は同一ということであります。